

## 生活習慣病管理料対象患者のみなさまへ

生活習慣病管理料対象患者(高血圧症、糖尿病、脂質異常症を主病とする方)の外来お薬処方にあたっては、患者さんの病状により28日を越える長期処方も可能となっておりますのでご希望のある場合は主治医にご相談願います。

### ※長期処方とは

外来お薬の処方期間は、通常一回28日となっておりますが、患者さんの病状が安定している等の場合は28日を越えて処方してもよいとされています。但し、その場合でも医学的管理が必要なこともあり、当院においては56日限りとさせていただいております。

令和6年6月

病 院 長